

修学旅行

根拠となる法令等

四万十町立学校管理運営規則第5条

(宿泊及び県外で行う学校行事等)

校長は、修学旅行、臨海及び林間指導その他宿泊を伴う学校行事及び県外において学校行事を実施しようとするときは、あらかじめその計画を教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の学校行事の計画を作成するに際しては、教育的価値、児童等の安全及び保護者の経済的負担に配慮しなければならない。

3 修学旅行は次に掲げるとおり実施するものとする。

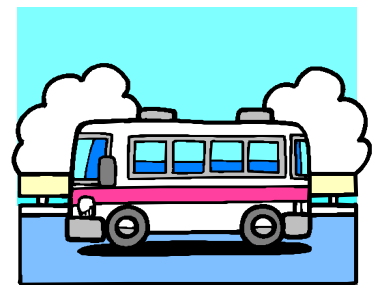
(1) 日数及び場所

ア 小学校 3日以内 四国及び四国に隣接する府県

イ 中学校 5日以内 関東以西

(2) 回数

ア 在学中1回とする



《参考》修学旅行等の旅費の取り扱いによる引率教員数

「修学旅行の引率教員数及び旅費等について」(令和2年3月2日元高小中第1654号)

区分	通常の学級数	引率人数
単独で実施する場合	1～2学級	学級数+2名以内
	3学級	学級数+3名以内
	4学級	学級数+4名以内
	5学級	学級数+5名以内
	6学級	学級数+6名以内

区分	児童の人数	引率人数
連合で実施する場合	20名以下	団長校又は養護教諭を派遣する学校以外は1名
	21名以上	団長校又は養護教諭を派遣する学校以外は2名

備考1：特別支援学級の児童生徒が参加する場合は、学級担任（またはこれに代わる者）を1学級につき1名加算できるものとする。

備考2：小規模校の修学旅行は、連合して実施することを通常とする。この場合の引率教員人数は、学校別に算定した人数の合計とする。

留 意 事 項

企画立案と業者の決定

- ① 誰の目から見ても納得のいく業者決定であること。
- ② 保護者に対しては、修学旅行の意義を十分に説明して周知徹底に努め、行き先や料金等についてもアンケート等により意見を聞く。また、納得のいく理由説明をする。
例：野球観戦をする場合、「広島戦よりも阪神戦がいいのではないか」など
という意見が出た場合等、保護者に対して明確な説明をすること。
- ③ 保険の加入等については万全を期し、保険料についても従来以上に考慮する。
- ④ 保護者負担が過重にならないように費用を低価格に抑えることも大事だが、安全面なども考慮し決定する。
- ⑤ 多数の児童生徒が参加できるよう計画するとともに、参加しない児童生徒についても、配慮する。
- ⑥ コースの下見は公費で行う。
- ⑦ 公共の宿を使うことも検討する。
- ⑧ 教員だけのサービスは避ける。
- ⑨ 添乗員は必要最小限にとどめ、旅行業者に任せていたら安心という考え方は避ける。
- ⑩ 参加人数が少ない場合には、連合や複数学年による実施や、公用車による実施も考慮に入れる。
- ⑪ 開示請求に備え、見積書はすべて（落札業者以外の分も）保管しておく。
- ⑫ 3業者以上による見積りを取り、価格競争をさせ、低価格を実現する。
小規模校等、3業者からとれない場合は理由を残しておく。
- ⑬ 業者決定の際には「契約書」を作成してもらう。（業者指定のもの）

実施後

・・・修学旅行実施後には旅行費用精算書第5号様式等をとる。

キャンセル料

・・・補助金として町から学校長へ支払われる。
(四万十町立小中学校の修学旅行中止等に伴う保護者負担支援補助金)

- ① 新型コロナウイルス感染症に関連した予期せぬ事態※により、学校全体で旅行を中止又は延期した場合に、旅行事業者を支払う必要があるキャンセル料については公費で負担する。
※…旅行先で感染が拡大した場合や学校内で感染者が確認された場合など
- ② 発熱等により出席停止措置を行った児童生徒のキャンセル料についても公費で負担する。
- ③ 児童生徒や保護者等の個人的な事情によりキャンセルされた場合は、すべて自己負担となる。

※教職員分のキャンセル料については、公務上の理由であれば配当旅費から支出可能。
(県小中学校課へ相談)

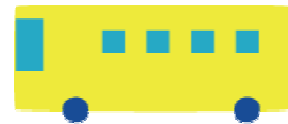


業者決定の流れ①

※単独で修学旅行に行く場合の流れです。

内 容	校 長	教 頭	事 務	(学 担 年 当)	各 業 者	保 護 者
①保護者からアンケートをとる（必要に応じて）				○ ← → ○		
②旅行の目的及び行き先等の確認・実施案の作成	○	○	○	○		
③修学旅行見積依頼書（別紙①）作成 ※各業者へ見積り依頼（3業者以上）	○			○ → ○		
			確 認			
④各業者から見積書受理				○		
⑤見積書を参考に各社一覧比較表作成、内容検討（別紙②） この段階で選定が難しい場合は、再度見積をとる。（③～⑤を繰り返す）	○	○	○	○		
⑥修学旅行業者選定理由説明書兼決定伺作成（別紙③）	○			○		
⑦業者決定、最終確認	○	○	○	○	○	
⑧業者へ決定連絡、選定もれ業者へのお断りを、修学旅行見積選定結果のお知らせ（別紙④）で通知	○			○ → ○		
⑨業者から契約書（金額・条件明示）を受理	○	○	○	○ ← ○		
⑩関係書類一式保管				○		

※ 前年度中に送られてくる修学旅行実施見込調査（別紙⑥）の様式に、修学旅行に引率する教員数等を入力して締切日までに町教委の担当者へ報告します。



業者決定の流れ②

※複数校が連合で修学旅行に行く場合の流れです。

内 容	校長	他校の 学校長	事務	(学年)担当	各業者	保護者
①前回の修学旅行当番校の学校長から、必要な引き継ぎを受ける	○←○					
②保護者からアンケートをとる（必要に応じて）	○				→○	
③旅行の目的及び行き先等の確認・実施案の作成	○	○				
④修学旅行見積依頼書（別紙①）作成 ※各業者へ見積り依頼（3業者以上）	○				→○	
⑤各業者から見積書受理	○				○	
⑥見積書を参考に各社一覧比較表作成、内容検討（別紙②） この段階で選定が難しい場合は、再度見積をとる。（④～⑥を繰り返す）	○	○				
⑦修学旅行業者を各学校で検討して当番校へ連絡し、当番校の学校長は意見をとりまとめて修学旅行業者選定理由説明書兼決定伺（別紙③）作成	○←○					
⑧他校の学校長へ業者決定の連絡・最終確認	○→○					
⑨業者へ決定連絡、選定もれ業者へのお断りを、修学旅行見積選定結果のお知らせ（別紙④）で通知	○				→○	
⑩業者から契約書（金額・条件明示）を受理	○				○	
⑪関係書類一式保管	○					

※ 連合内の学校で適宜、打合せの会を開催してください。

※ 前年度中に送られてくる修学旅行実施見込調査（別紙⑥）の様式に、修学旅行に引率する教員数等を入力して締切日までに町教委の担当者へ報告します。

業者決定後の流れ



内 容		校 長	事 務	(学 担 年)	地 教 委	各 業 者	保 護 者
旅 行 前	①保護者へ旅行費用集金に関するお知らせ			○	→		○
	②事前打ち合わせ			○	←→	○	
	③修学旅行等の学校行事の届出（別紙⑤）を作成、地教委へ提出 ※旅行行程表（業者作成）添付	○	←→ 確 認	○	→○		
	④保護者向け説明資料作成、修学旅行説明会実施			○	→		○
	⑤保護者から費用集金			○	←		○
	⑥業者へ支払い(集金分) 領収証受領			○	←→	○	

旅行後	①業者から精算書を受領				○	←	○	
	②保護者へ会計報告		○	←-----→ 確 認	○	-----→	○	
	③反省会 ※資料を残すこと		○	←-----	○			
	④関係書類一式保管	行事関係	・見積書 ・各社一覧比較表 ・業者選定理由説明書兼決定伺 ・選定結果のお知らせ ・修学旅行等の学校行事の届出 ・保護者への資料 ・反省会資料 ・旅行行程表 ・契約書 ・旅行費用見積書 ・旅行費用精算書					
		給与関係	月例報告 教員特殊業務整理簿			○	○	
旅費関係		・旅行命令簿、計算書 ・旅行行程表 ・領収書 ・領収証貼付台紙 ・復命書 ・第1号様式旅費事務センターへの送信票 ・第4号様式旅費内訳書 ・第5号様式生徒引率旅行の旅行費用精算書 ・第6号様式生徒引率旅行の申立書 ・第7号様式生徒引率旅行の証明書						

◎集金は、他会計と区別し独立会計とする。

◎精算について

実施後は、業者より精算書（第5号様式）を取り、速やかに精算する。（領収書受領）

不足が生じた場合は、保護者より集金し、業者へ支払う。

残金が生じた場合は、保護者へ払い戻し、領収書受領

連合で実施した場合に団長校が行う事務処理



内 容		団長校	各校	地教委	旅行会社
旅行前	「児童生徒用見積書」写しを地教委へ提出（就学援助事務） 地教委より各校に提出依頼があるので、団長校が連合を代表して提出する	○	→	○	
旅行後	「生徒引率旅行の証明書」作成・各校に配付 (様式第7号)	○	→	○	
	旅行会社に「精算書」「請求書」の作成依頼 ①精算書（引率者用・児童生徒用）連合各学校用 ②請求書（地教委負担分） 連合引率者全員分を合計したもの 「入館・拝観料」「添乗員手数料」「損害保険料」等、 各費目ごとに請求書を分けて作成してもらう （手引き6-2②参照） ③請求書（旅費や地教委負担分除く引率者負担分）	○	→	→	○
	旅行会社から「精算書」「請求書」を受領	○	←	←	○
	①③を各校へ送付 ②は団長校が財務会計システムで処理・地教委へ提出 （予算執行事務処理）	○	→	○	
	↓ 財務会計システムで処理（手引き6-2②に掲載） 出力した兼票・請求書に併せて、引率者の確認として各校の命令簿写しを取りまとめて、地教委に提出	○	→	○	
	「児童生徒用精算書」写しを地教委に提出（就学援助事務） 地教委より各校に提出依頼があるので、団長校が連合を代表して提出する	○	→	○	

※ 連合各校共通の事務処理

- 出張の手続き（旅費システムで処理 手引き6-1①に掲載）
必要に応じて精算書右下余白に“区間別料金を出せないことを確認済み”と記入
（6-2①の修学旅行終了後の事務処理記入例参照）
- 特殊業務整理簿作成（しおり等添付）
- 月例報告システム入力
- 旅行者は旅行会社へ自己負担分の支払い

平成 **XX** 年度 修学旅行見積依頼書

(依頼先) (株) 徳川交通 様

四万十町立 ○×小 学校

代 表 者 織田 信長

依頼事項

実施年月日	(第1希望) 平成 XX 年 5月13日(水) ~ 5月15日(金) (第2希望) 平成 XX 年 5月20日(水) ~ 5月22日(金)
旅程	(1日目) 7:00 窪川発 12:00 ガラスの里(昼食&マドラー作り) 15:00 マツダ自動車工場見学(~16:20) 16:40 ホテル着 17:20 広島市民球場(広島vs阪神観戦) 21:00 ホテル泊 (2日目) 7:50 ホテル発 9:00 広島平和記念公園・資料館(~9:50) 12:30 倉敷美観地区(散策&昼食) 14:40 倉敷科学センター 17:00 ホテル泊 (3日目) 8:40 ホテル発 9:00 鷺羽山ハイランド遊園地(~13:00) 13:30 与島SA(昼食) 17:30 窪川着
参加予定人数	(児童・生徒) 23 名 < (男子) 11 名・(女子) 12 名> (引率教員) 8 名
見積条件	・利用交通機関< <u>貸切バス</u> フェリー ロープウェイ 鉄道 新幹線 > < 飛行機 タクシー その他 () > ・宿泊費 (2 泊で 13,000 円以内) ・キャンセル料 (当日の朝でも不要) ・添乗員数 (旅行取扱主任取得者 1 名) ・旅行傷害保険 (補償額一人当り 1,000 万円) ・各駐車場代の業者負担 ・宿泊施設に大浴場がある(男女とも) ・広島球場で内野席(阪神側)の希望 ・旅費総額が 3万7千円以下
その他	

各社一覧比較表

(1次
2次 見積り)

(行き先) 広島・倉敷方面

		1		2		3	
業 者 名		ギ/ギ/交通(株)		金満観光		(株)徳川交通	
交 通 費	貸切バス	児童・生徒	教員	児童・生徒	教員	児童・生徒	教員
		13,399	13,419	13,450	13,450	13,400	13,400
	駐車場代	499	499	550	550	0	0
	有料道路代	1,469	1,469	1,500	1,500	1,470	1,470
	計	15,367	15,387	15,500	15,500	14,870	14,870
宿 泊 料	1日目	5,499	5,499	6,000	6,000	5,500	5,500
	2日目	6,579	6,579	7,000	7,000	6,580	6,580
	3日目						
	計	12,078	12,078	13,000	13,000	12,080	12,080
昼 食 費	1日目	949	949	980	980	950	950
	2日目	829	829	1,000	1,000	835	835
	3日目	999	999	1,050	1,050	1,000	1,000
	阪神優勝弁当(夕食)	999	999	1,100	1,100	1,000	1,000
	計	3,776	3,776	4,130	4,130	3,785	3,785
入 場 料	阪神戦観戦券	699	0	750	0	700	0
	ガラスの里マドラー製作	759	0	800	0	765	0
	こども文化科学館	219	0	220	440	220	440
	鷲羽山ハイランド	999	0	1,000	0	1,000	0
	計	2,676	0	2,770	440	2,685	440
諸 経 費	傷害保険料	229	229	300	300	230	230
	乗務員経費	1,199	1,199	1,300	1,300	1,200	1,200
	添乗員経費	899	899	1,000	1,000	900	900
	記念写真代	549	549	600	600	550	550
	旅行取扱料金	379	379	400	400	380	380
合 計		37,152	34,496	39,000	36,670	36,680	34,435
備 考							

(別紙③)

平成 **XX** 年度 修学旅行業者選定理由説明書兼決定伺

(学校名) 四万十町立 **〇×小** 学校
(協議日) 平成 **XX** 年 **X** 月 **X** 日
(協議者) (**上杉 謙信**) (**北条 氏康**) (**今川 義元**)
(**毛利 元就**) (**大友 宗麟**) (**島津 義弘**)

選定理由 (金額・内容等)

1	金額も適当である。別紙、旅程表のとおり。
2	子どもへの対応が適切でサービス面でもきめ細かく対応してくれる。
3	キャンセル料が当日の朝でも無料。
4	会社設立以来、無事故無違反である。
5	
6	
7	
8	
9	
10	

※添付書類 (見積依頼書・各社見積書・各社一覧比較表)

上記の理由により

(株) 徳川交通

に決定してよろしいでしょうか

上記 修学旅行業者選定理由について、特に問題はなく承認する。

平成 **XX** 年 **X** 月 **X** 日

四万十町立 **〇×小** 学校長 **織田 信長**



(別紙④)

平成 **XX** 年 **X** 月 **X** 日

ギリギリ交通(株) 様

四万十町立 ○×小 学校

担当 (**上杉 謙信**)

TEL **0880-XX-XXXX**

FAX **0880-XX-XXXX**

修学旅行見積選定結果のお知らせ

平成 **XX** 年度の修学旅行につきまして、検討協議しました結果、
今回は下記の理由によりお断りさせていただきます。

尚、今後ともよろしくお願い申し上げます。

☆見積依頼内容

- ・ **駐車場料金の業者負担** ・ **宿泊施設には大浴場がある**
- ・ **広島球場で内野席（阪神側）希望** ・ **旅費総額が3万7千円以下**

☆理 由

○金額

旅費総額が3万7千円以上である

○内容

鷺羽山ハイランド駐車場料金が学校負担である

宿泊施設に大浴場がない

広島球場の内野席が広島側である

(第2号様式)

平成××年 ×月 ×日

四万十町教育委員会 様

四万十町立○×小学校
校長 織田 信長 印

修学旅行等の学校行事の届出

下記の計画を実施したいので、四万十町学校管理運営規則第5条第1項の規定により届出します。

1. 行事の種類 (いずれかに○)

修学旅行 ・ 宿泊を伴う学校行事 ・ 県外での学校行事

2. 目的

- これまでの学習に加えて、実際に見たり聞いたりすることによって、さらに知識を深める。
- 四国及び中国地方の産業・地形・交通・その他のことを知るとともに、郷土高知と比べて考えるようにする。
- 友だちや先生と一緒に旅行することにより、団体活動・公衆道徳のことなどを勉強し、小学校生活の思い出をいっそう豊かに充実したものにする。
- 近隣の小規模校と連合で行うことで共に窪川中学校へ進学するもの同士、親睦を深める。

連合で実施する場合は、連合で実施する目的
と連合校の名前を必ず記入すること。

(○×小・○○小・△△小・□□小の4校連合で実施)

3. 日程

・平成××年 ×月××日(×)～平成××年 ×月××日(×) 詳細は別紙の通り

4. 参加児童・生徒数

第6学年 男子 3名・女子 2名 計 5名

(連合小学校全体では××名)

5. 不参加児童・生徒数並びに不参加の理由及びその処置

該当者なし

6. 引率者の職氏名

校長： 織田 信長 (連合団長)、 教諭： 上杉 謙信 (6年担任)

7. 児童生徒及び教員1人当たりの経費とその支弁

・児童1人当たり **36,680円**

(支弁方法) 自弁。準要保護児童については実費の80%援助費支給

・教員1人当たり **34,435円**

(支弁方法) 配当旅費及び町負担金

8. 教員1人当たりの引率児童生徒数の平均数

本校 5名 連合 2.875名

【調査様式】

(別紙⑥)

平成XX年度修学旅行実施見込調査(各学校用)

1 調査の目的

この調査は、平成XX年度に県から配分する小中学校旅費の「修学旅行引率旅費額の基礎資料」にするとともに、各学校の実施状況を把握するために実施します。

2 調査内容及び注意事項

(1) 平成XX年度の修学旅行について、調査時点での実施予定を記入してください。

(2) 引率教員数については下記により決定しますが、特別な事情がある場合は調査表の備考欄に記入してください。

※平成11年6月29日付け11教職第169号「高知県公立小学校及び中学校における修学旅行等の実施基準」の廃止に伴う修学旅行等の引率教員旅費について(通知)より<抜粋>

区 分		単独で実施する場合		連合で実施する場合		
参加児童生徒数	20人以下の場合		2人		団長又は養護教諭を派遣する学校以外は1人	
	21人以上40人以下の場合		3人			
	41人以上の場合	小学校	参加児童数÷40×1.6人(算定過程及び結果における1未満の端数は1に切り上げる。)			
		中学校	参加生徒数÷40×1.5人(算定過程及び結果における1未満の端数は1に切り上げる。)			
備 考		・特別支援学級の児童生徒が参加する場合は、1人の引率教員を加算できるものとする。 ・小規模校の修学旅行は、連合して実施することを通常とする。この場合の引率教員は、学校別に算定した数の合計とする。 (※ただし、参加児童生徒数が20人以下の場合では、上の表のように団長又は養護教諭を派遣する学校以外は1人になります。)				

(3) 調査表は、指定された期日までに市町村(学校組合)教育委員会に提出してください。

(4) 平成XX年度の旅費配分は、X月XX日(X)を予定しています。

3 調査表の作成

(1) 貴校の平成XX年度の修学旅行予定を下記の表に記入してください。

(2) 平成XX年度に実施予定のない場合は、その旨を備考欄に記入してください。

(3) 「連合で実施する場合」に、団長校でない学校は団長校名を備考欄に記入してください。

学 校 名	実施学年	学 級 数		参加する 生徒数 (人)	引 率 教員数 (人)	実施月	旅行日数 (日)	主な旅行先 (県名)	児童生徒 一人あたり 旅行費用	航空機 利用の 有無	連合で実施する場合		備 考
		通常の 学級数	特別支援 学級数								団長校であ るか否か	養護教諭 派遣の有無	
○×小学校	6	1	0	5	2	5	3	広島県	36,680	無	有	無	